

静岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 7 月 22 日

静岡県知事 鈴木 康 友

静岡県条例第29号

静岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

静岡県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和30年静岡県条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（動物管理等作業手当） 第11条 動物管理等作業手当は、次に掲げる場合に支給する。 (1)・(2) （略） (3) <u>動物管理指導センター</u>に勤務する職員が、動物の収容、管理又は処分に関する作業（前 2 号に規定する作業を除く。）に従事したとき。 2 （略）	（動物管理等作業手当） 第11条 動物管理等作業手当は、次に掲げる場合に支給する。 (1)・(2) （略） (3) <u>動物愛護センター</u>に勤務する職員が、動物の収容、管理又は処分に関する作業（前 2 号に規定する作業を除く。）に従事したとき。 2 （略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。